

地球温暖化対策条例

13分野の対策を規定

事業活動

建築物

自動車交通

再エネ

森林

⋮

安定確保

安心
・安全

環境保全

経済性

エネルギー政策の転換

東日本大震災
原発事故

目的

熱

電気



再生可能
エネルギー

地球温暖化
対策

安全・安心
エネルギー
確保

持続可能な
社会の構築

- 施策目標の設定
- 実施計画の策定

実施計画

- 再エネの導入と効率化によるエネルギー自給の向上
- 災害等非常時に役立つ再生可能エネルギー導入等の促進
- 地域の人材や未利用資源、技術等の活用
- 再エネ導入の効果が地域内で循環する仕組みづくり
- 府民・事業者・導入促進団体、市町村との連携・協力

基本施策

建築物への導入

- 一般建築物への導入(努力義務)
- 特定建築物への導入(義務)
- ※ 報告→勧告・公表
- 設計者等の情報提供(努力義務)

災害対策拠点施設への導入

- 拠点施設への導入促進

登録導入促進団体 <都道府県初>

- 「再エネ導入促進団体」の登録・支援

研究開発の促進等

- 事業者や大学等と連携した研究開発促進、産業振興

推進・啓発等

周辺地域の環境配慮

- 再エネ導入に当たって、地域の自然、景観、防災、生活環境に配慮(努力義務)

啓発と顕彰

- 学習の推進と優れた取組の顕彰

評価と公表

施策の評価
公表

財政措置

財政上
必要な措置